

事 務 連 絡

令和3年6月18日

各学校施設開放運営委員会

会長・顧問 各位

神戸市教育委員会事務局総務部

政策調整担当課長 東 慎太郎

まん延防止等重点措置実施下における学校施設開放事業について

平素は学校施設開放事業にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

兵庫県においては令和3年6月20日に緊急事態宣言が解除され、6月21日から7月11日までまん延防止等重点措置の対象地域となりました。

6月21日からのまん延防止等重点措置期間中は、学校施設開放事業における施設利用を再開することといたしますが、今後の感染再拡大を防ぐために、下記事項を順守いただくとともに、「学校施設開放事業 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に則り、対策を十分に講じていただいた上で、安全で円滑な運営をお願いいたします。

記

1. 運動場・体育館・教室を利用する活動について、長時間にわたらないようにすること（3時間以内が目安）。
また、夜間の運動場・体育館・教室を利用する場合は、20時までとすること。
2. 対外試合等の交流活動については、公式戦等を除き、神戸市内の団体間に限った活動とすること
※公式戦等とは、主催者が責任を持って、競技団体等が定めるガイドラインを遵守するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底を図って開催される大会等をいいます。

担当 教育委員会事務局総務部総務課
政策係

TEL 984-0615

FAX 984-0618